Deutsche
Asset Management

投資信託説明書(交付目論見書)
2017.12.6

ドイチェ・ETFバランス・ファンド
愛称：プラチナコア

追加型投信／内外／資産複合

つみたて NISA

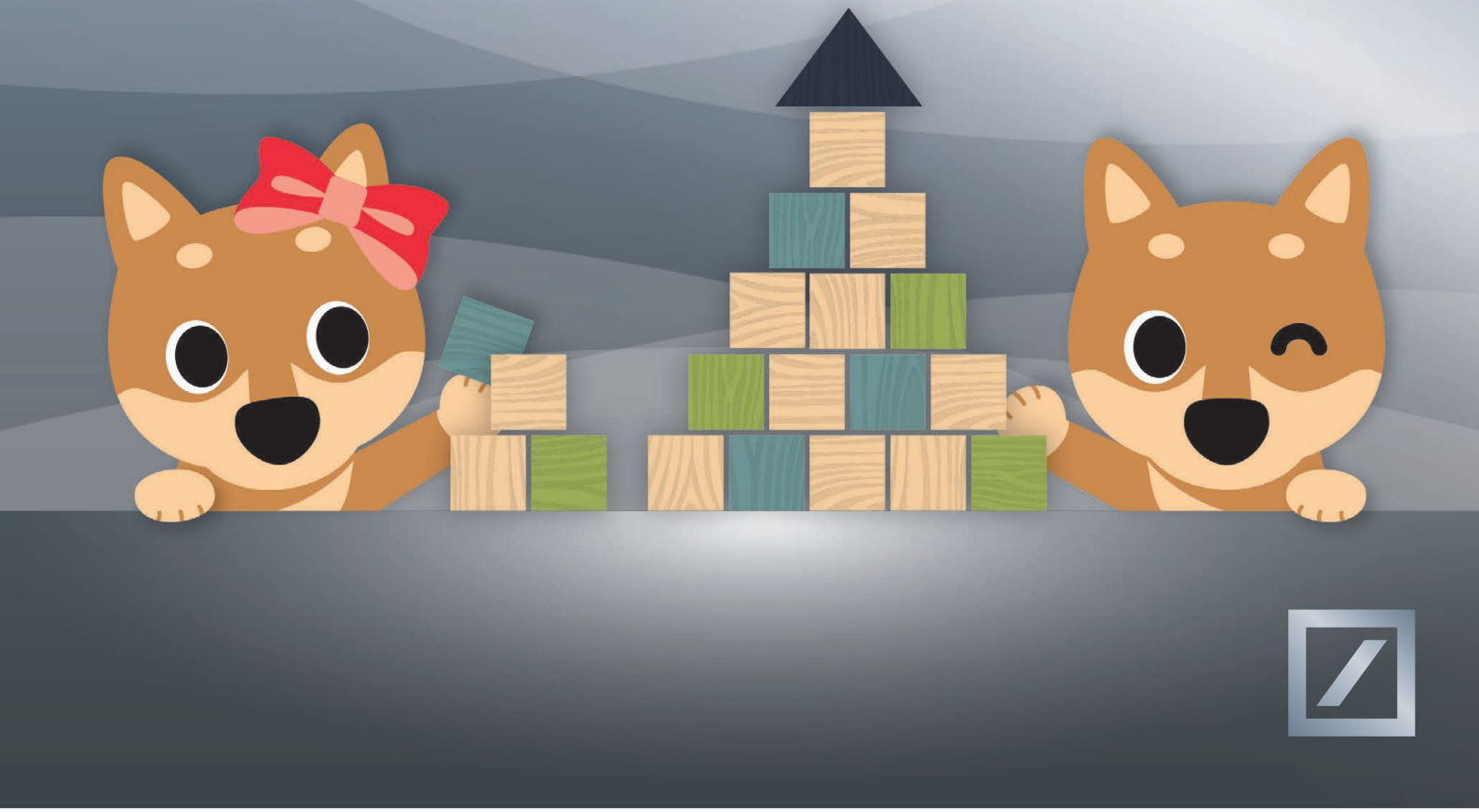

●本書は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。
●当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

委託会社［ファンドの運用の指図を行う者］

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 359 号
ホームページアドレス
https://funds.deutscheam.com/jp/
フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

受託会社［ファンドの財産の保管及び管理を行う者］

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書により行うドイチェ・ＥＴＦバランス・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2017 年 11 月 17 日に関東財務局長に提出しており、2017 年 12 月 3 日にその効力が発生しております。

１．当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
２．投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
３．投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

＜商品分類及び属性区分＞

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産（投資信託証券（資産複合(株式・債券)資産配分固定型)）	年１回	グローバル（日本を含む）	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985 年 7 月 8 日
資本金	3,078 百万円（2017 年 9 月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	1,588,382 百万円（2017 年 9 月末現在）

投資信託の基礎知識

（注）本ページは投資者の皆様に投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。

少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社（運用会社）は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社（証券会社や銀行、保険会社等の金融機関）です。

受託会社（信託銀行等）は、信託財産（投資信託において運用される株式や債券、現金等）の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。

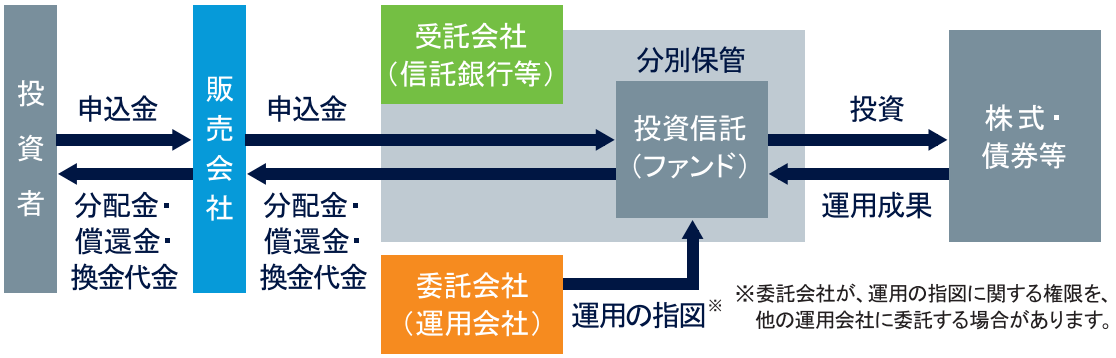

留意ポイント

（1）購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
（2）保有期間中に運用管理費用（信託報酬）がかかります。
（3）信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
（4）購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
（5）一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
（6）信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主に日本を含む先進国の株式及び債券に分散投資を行います。

2 株式と債券の配分比率については、均等とすることを基本とします。

3 2つの資産クラスへの投資にあたっては、それぞれの投資対象資産の代表的な指数の動きに連動させることを目指した上場投資信託証券（ETF※1）に投資を行います。

資産クラス	投資対象資産	投資対象資産の代表的な指数	投資対象 ETF
株式	先進国の株式（含む日本）	MSCI ワールド・インデックス※2	db x-トラッカーズ MSCI ワールド・インデックス UCITS ETF (DR)
債券	世界各国の公社債（含む日本）	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス※3	db x-トラッカーズ II バークレイズ・グローバル・アグリゲート・ボンド UCITS ETF

（注1）上記は本書作成日現在の投資対象ETFに関する情報です。投資対象ETFは、今後変更となる場合があります。なお、本書作成日現在、ドイツ銀行グループのETFを投資対象としております。

（注2）２つの資産クラスの配分比率が均等から一定以上乖離した場合には、調整を行います。

※1 ETFとは、Exchange Traded Fundsの略称で、金融商品取引所に上場されている投資信託です。ETFによっては、日本国内の一般の投資者が証券会社を通じて直接購入することができるものがあります。なお、直接購入される場合、売買委託手数料等（証券会社毎に異なります。）がかかります。

※2 MSCI ワールド・インデックスはMSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※3 ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標及びサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標及びサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー及びその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

＜投資対象ETFの概要＞

名称	db x-トラッカーズ MSCIワールド・インデックス UCITS ETF (DR)	db x-トラッカーズII バークレイズ・グローバル・アグリゲート・ボンド UCITS ETF
形態	アイルランド籍外国投資法人	ルクセンブルグ籍外国投資法人
取引通貨	米ドル、ユーロ等	ユーロ、イギリスポンド等
投資目的	MSCI ワールド・インデックスに連動する投資成果の獲得を目指します。	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックスに連動する投資成果の獲得を目指します。
投資方針	原則としてMSCI ワールド・インデックスを構成する株式を投資対象とし、基本的に各株式の組入比率はインデックスにおける構成比率に準じたものとします。ただし、インデックスの構成銘柄以外にも投資を行う場合があります。原則として為替ヘッジを行いません。	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックスの構成銘柄に対する直接投資を通じてではなく、スワップカウンターパーティ※とスワップ契約を締結することで、インデックスに連動する投資成果の獲得を目指します。原則として為替ヘッジを行いません。
投資運用会社	ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービシズ（アイルランド）リミテッド	ドイチェ・アセット・マネジメント（UK）リミテッド
スワップカウンターパーティ※	－	ドイツ銀行ロンドン支店
信託報酬相当額（年率）	0.19%以下	0.30%以下

（注）上記は本書作成日現在の投資対象ETFに関する情報であり、今後変更となる場合があります。

※ スワップカウンターパーティとは、スワップ取引の契約の相手方のことをいいます。

4 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

＜運用プロセス＞

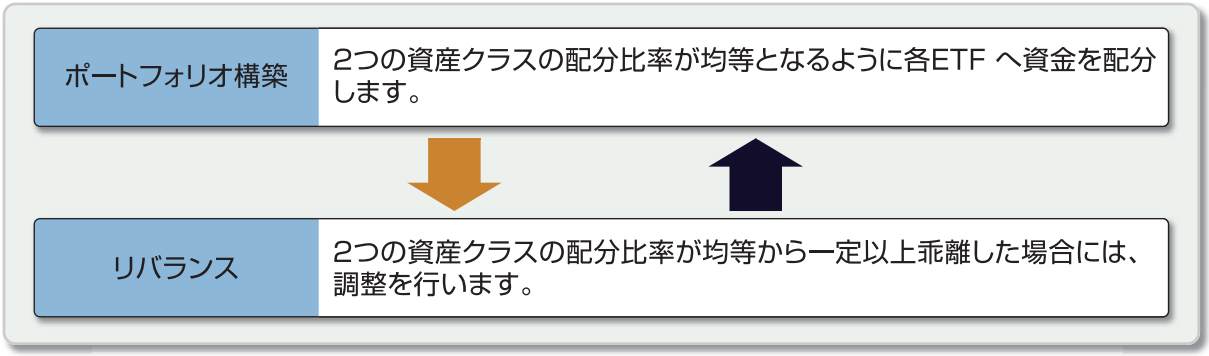

（注）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

＜ファンドの仕組み＞

当ファンドはファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。

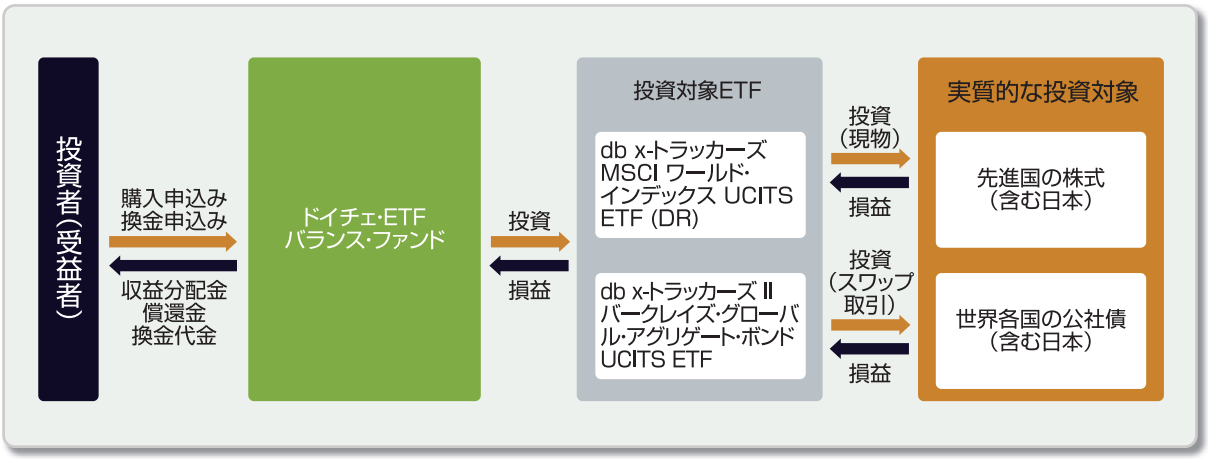

db x-トラッカーズII バークレイズ・グローバル・アグリゲート・ボンド UCITS ETFは、対象指数を構成する銘柄に直接投資を行わず、スワップ取引を用いて対象指数に連動した投資成果を目指すETFです。当該ETFでは、スワップカウンターパーティとの間でスワップ契約を結び、対象指数の構成銘柄を有する場合と同様の投資成果を得ることを目指します。（後記「ETFへの投資にあたっての留意点」をご参照下さい。）

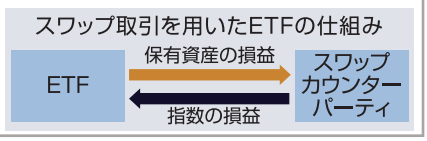

（注）上記は本書作成時点のものであり、投資対象 ETF 及び現物/スワップ取引の別は、今後変更となることがあります。

市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜主な投資制限＞

①株式への直接投資は行いません。
②投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

＜分配方針＞

毎決算時（原則として毎年 10 月 7 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③信用リスク

株価及び債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

ＥＴＦへの投資にあたっての留意点

当ファンドが投資するＥＴＦには、対象指数を構成する銘柄に直接投資を行わず、スワップ取引を用いて、対象指数に連動した投資成果を目指すＥＴＦが含まれます。スワップ取引においては、スワップカウンターパーティの信用リスクが存在します。なお、スワップ契約の多くは契約担保の提供をスワップカウンターパーティに求める内容となっており、万がースワップカウンターパーティが破綻しても、受け入れた担保を換金することで損失が軽減される仕組みとなっています。

その他の留意点

・当ファンドの資産規模に対して大量の購入申込み（ファンドへの資金流入）または大量の換金申込み（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

（2012年10月～2017年9月）

本書作成時点において、
該当事項はありません。

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

（2012年10月～2017年9月）

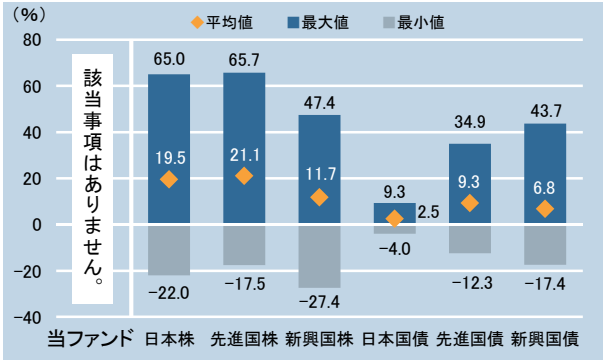

※1　年間騰落率とは、各月末における直近１年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2　分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※3　2012年10月～2017年9月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4　各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日　本　株：ＴＯＰＩＸ（配当込み）
先進国株：ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：ＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ国債
先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
（注１）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
（注２）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

・ＭＳＣＩコクサイ・インデックス及びＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックスは、ＭＳＣＩインク（以下「ＭＳＣＩ」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩに帰属します。また、ＭＳＣＩは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

・シティ世界国債インデックス（除く日本）は、Citigroup Index LLC が設計、算出、公表する債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は Citigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

・ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社である J.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morgan は、ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

＜基準価額・純資産の推移＞
本書作成時点において、該当事項はありません。

＜分配の推移＞
本書作成時点において、該当事項はありません。

＜主要な資産の状況＞
本書作成時点において、該当事項はありません。

＜年間収益率の推移＞
本書作成時点において、該当事項はありません。なお、当ファンドにベンチマークはありません。

※当ファンドの運用実績は、別途委託会社のホームページで開示する予定です。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	当初申込期間：１口当たり１円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	当初申込期間：原則として、当初申込期間中にお支払い下さい。 継続申込期間：原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して７営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	継続申込期間において、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する日とします。
申込締切時間	継続申込期間において、原則として、販売会社の営業日の午後３時とします。
購入の申込期間	当初申込期間：2017年12月6日から2017年12月14日まで 継続申込期間：2017年12月15日から2019年1月9日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合は、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信託期間	設定日（2017年12月15日）から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決算日	原則として毎年10月7日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	年１回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	１兆円とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 2018年1月以降、非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度（つみたてNISA）の適用対象です。

ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

<table>
<tr><td colspan="4">投資者が直接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td colspan="2">購入時手数料</td><td colspan="2">ありません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">信託財産留保額</td><td colspan="2">換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額とします。</td></tr>
<tr><td colspan="4">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td rowspan="5">運用管理費用(信託報酬)</td><td>実質的な負担
（①＋②）</td><td colspan="2">信託財産の純資産総額に対して年率0.4988%程度（税込）となります。（本書作成日現在）
信託財産で負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）の目安は下記①と下記②の合計になります。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①当ファンド</td><td colspan="2">日々の信託財産の純資産総額に年率0.2538%（税抜0.235%）を乗じて得た額とします。
※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配分（税抜）
及び役務の内容</td><td>委託会社 0.035%</td><td>委託した資金の運用等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社 0.18%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社 0.02%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td>②投資対象ETF</td><td colspan="2">年率0.245%程度（本書作成日現在）
※本書作成日現在の投資対象ETFの組入比率を均等として計算したETFの信託報酬相当額（加重平均値）です。各投資対象ETFの信託報酬相当額については、前記「ファンドの特色」の「投資対象ETFの概要」をご参照下さい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の費用・手数料</td><td colspan="2">当ファンド及び組入ETFにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、租税等（ETFがスワップ取引を通じて負担するものを含みます。）がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。
ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。
※当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。
※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。</td></tr>
</table>

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜税金＞

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分　配　時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。また、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります（ただし、対象者が18歳になるまでは払出し制限があります。）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称：つみたてNISA（ニーサ）」は、2018年1月1日以降の非課税制度です。つみたてNISAをご利用の場合、毎年、年間40万円の範囲で販売会社との契約に基づいて定期かつ継続的な方法で購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が20年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2017年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜MEMO＞